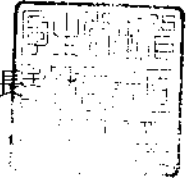




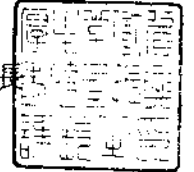
老計発第 0606001 号
老振発第 0606001 号
老老発第 0606001 号
平成 18 年 6 月 6 日

都道府県介護保険主管部（局）長 殿

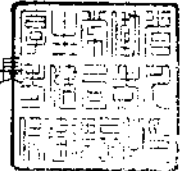
厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



平成 18 年度介護報酬改定関連通知の正誤について

標記については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の算定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（平成 18 年老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）、リハビリテーションマネジメントの基本的考え方並びに加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示について（平成 18 年老老発第 0327001 号）、「特定診療費の算定に関する留意事項について」の一部改正について（平成 18 年老老発第 0329001 号）、「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について（平成 18 年老老発第 0331010 号）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成 18 年老計発第 0331002 号・老振発第 0331002 号・老老発第 0331015 号）、指定地域密着型サービス及び

指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号）、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」に規定する研修について（平成 18 年老計発第 0331006 号・老振発第 0331006 号・老老発第 0331019 号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）をそれぞれ別紙 1 から別紙 13 までの修正をするものであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。